

『庭訓往来』五本の収録語彙について

はじめに

茨城大学附属図書館菅文庫蔵本中には、次の三種の『庭訓往来』が所蔵されてゐる。即ち、

(一) 『庭訓抄』(内題「庭訓往来 注上・注下」) 承応四年(一六五五)刊。

(二) 『庭訓往来大宝海』天明元年(一七六一)刊。以下「大宝海」と略称。

(三) 『庭訓往来倭文選』享和三年(一八〇三)刊。以下「倭文選」と略称。

の三本である。一七世紀・一八世紀・一九世紀初の各世紀に互つて刊行された版本である。以上の三本と、今日、庭訓往来の流布本として、最も広く読まれてゐる左の二本、即ち、

(四) 統群書類従所収『庭訓往来』(「玄恵法印作」とあり、刊記なし)。以下「統群書類従本」と略称。

(五) 『庭訓往来具注抄』東京大学国語研究室時枝文庫蔵。天保五年(一八三四)刊。以下「具注抄」と略称。

との五本について、収録語彙の異同を調査することを課題として設定し、本稿では、主として定量的に示し得る項目について記述することとした。

一 『庭訓抄』からみた他の四本との異同

先づ、『庭訓抄』からみた場合、他の四本との異同箇所がそれぞれ

表一 『庭訓抄』と他の四本との異同

計	十一月返状	十一月進状	十一月返状	十一月進状	十月返状	十月進状	九月返状	九月進状	八月返状	八月進状	七月返状	七月進状	六月返状	六月進状	五月返状	五月進状	四月返状	四月進状	三月返状	三月進状	二月返状	二月進状	一月返状	一月進状
統群書類従本	三	八	二	二	二	三	三	八	五	二	三	九	八	二	一	一	三	三	七	九	一	八	五	五
大宝海	六	三	四	五	一	四	二	三	八	一	四	三	一	八	五	二	八	二	〇	四	五	一	五	三
倭文選	二	九	〇	七	二	七	六	一	八	四	五	五	三	三	三	七	二	八	二	五	三	一	四	五
具注抄	二	七	〇	一	一	三	六	九	〇	七	一	四	六	五	四	八	六	七	五	八	五	九	〇	六
計	四	五	三	三	六	八	〇	五	三	九	四	七	六	三	二	七	三	八	六	五	四	三	二	四

橘 豊

何箇所あるか、その回数を一覧表にして示したのが表一である。  
 これで見ると、最も異同の多いのは、『統群書類従本』（三八一回）であり、以下、『倭文選』（二七三回）、『具注抄』（三七回）と続く。最も異同の少ないのは『大宝海』（二六回）である。従つて、ここからは、『庭訓抄』と比較的近似した本文を持つものは、『大宝海』であり、

表二 『庭訓抄』一〇〇字当り異動回数

月進状	庭訓抄字数	統群書類従本	大宝海	倭文選	具注抄	全体
一月進状	一六八	二・九八	一・七九	一・七九	一・七九	八・三三
一月返状	一五九	三・二四	三・一四	三・一四	三・一四	二・五八
二月進状	二一八	三・六七	二・二九	一・八三	二・七五	一〇・五五
二月返状	二六六	三・七六	四・一四	三・七六	三・七六	一五・七九
三月進状	五五五	三・四三	二・七一	二・三五	一・六二	一〇・一一
三月返状	四三七	三・八九	三・三〇	三・三〇	一・九三	一三・九六
四月進状	四四八	二・六七	四・四四	四・五九	三・九三	一七・九〇
四月返状	四四二	二・六七	一・七八	一・七八	一・一一	一七・〇〇
五月進状	三九〇	三・九〇	二・八四	四・二六	二・四八	一三・四八
五月返状	二四一	四・一五	〇・八三	三・九〇	二・四九	一〇・三七
六月進状	三五四	三・〇一	一・四三	二・三三	二・三九	一〇・六〇
六月返状	二二六	三・七〇	一・四三	二・三三	二・三二	一三・〇八
七月進状	二〇八	四・三三	二・四〇	二・四〇	二・八八	一七・四一
七月返状	二九八	四・三六	一・三四	二・〇三	四・七〇	一五・四四
八月進状	六七四	五・五〇	二・〇九	四・七一	四・五五	一〇・五三
八月返状	三三二	二・一七	一・〇三	三・七九	三・四五	一六・七五
九月進状	二九〇	二・九四	〇・七四	三・三二	三・四二	九・一九
九月返状	四七〇	七・〇二	〇・八五	三・六二	三・四〇	四・八九
十月進状	五四一	五・三六	二・八五	三・七〇	四・〇七	一四・九七
十月返状	二九一	五・九四	二・二八	三・〇〇	五・〇二	一六・四四
十一月進状	一八〇	六・七六	一・〇九	五・二四	三・八四	一八・三三
十一月返状	三八〇	五・四一	一・五五	三・〇九	三・八九	一六・六七
十二月進状	八四九	四・五〇	一・九〇	三・二二	三・一九	一三・八九
十二月返状	八四九	四・五〇	一・九〇	三・二二	三・一九	一三・八九
計						

逆に『統群書類従本』とは、かなり系統を異にしてゐることが分る。  
 また表一では、一月から十二月まで二五状ある各状毎の異同も分るやうになつてゐるので、これによると、一月進状と七月進状とが十回台で異同が少く、七〇回以上のものを挙げると、四月進状・六月返状・八月進状・十月進状・同返状の五状があり、これらは異同の多い状と

表三 『統群書類従本』と他の四本との異同

月進状	庭訓抄	大宝海	倭文選	具注抄	計
一月進状	五	三	六	二	一六
一月返状	五	三	四	二	一五
二月進状	八	九	八	六	三二
二月返状	〇	一	五	二	九
三月進状	一	一	一	一	四
三月返状	一	一	一	一	四
四月進状	二	三	三	一	九
四月返状	二	三	三	一	九
五月進状	一	一	一	一	四
五月返状	一	一	一	一	四
六月進状	一	一	一	一	四
六月返状	二	一	一	一	五
七月進状	八	一〇	二	一	二〇
七月返状	八	一〇	二	一	二〇
八月進状	一	一	一	一	四
八月返状	一	一	一	一	四
九月進状	一	一	一	一	四
九月返状	一	一	一	一	四
十月進状	三	一	二	一	七
十月返状	三	一	二	一	七
十一月進状	三	一	二	一	七
十一月返状	三	一	二	一	七
十二月進状	一	一	一	一	四
十二月返状	一	一	一	一	四
計	三八	四五	三八	三〇	一四四

いふことになる。特に十月状は、進状・返状共に異同が多く、十月進状には禅宗関係の語彙、十月返状には仏衣具名・茶道具名と、それぞれ庭訓往来の収録語彙の特色とみられる語が集中して掲載されてゐる部分に、異同箇所も多いことが分る。

但、表一では、分量の多い状では異同回数も多くなる場合もあると

表四 『大宝海』と他の四本との異同

計	十二月返状	十一月進状	十一月返状	十月進状	十月返状	九月進状	九月返状	八月進状	八月返状	七月進状	七月返状	七月進状	七月返状	六月進状	六月返状	五月進状	五月返状	四月進状	四月返状	三月進状	三月返状	二月進状	二月返状	一月進状	一月返状
庭訓抄	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
統群書類従本	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
倭文選	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
具注抄	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
計	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

『庭訓往来』五本の収録語彙について 橘

思はれるので、各状の字数に比してどの位異同があるかを示したのが表二である。これによると、分量に比して最も異同頻度の高いのは十一月返状で、逆に最も低いのは四月返状といふ具合に、各状毎の異同回数の多寡と頻度数とは、必ずしも一致してゐない。

表五 「倭文選」と他の四本との異同

計	十二月返状	十一月進状	十一月返状	十月進状	十月返状	九月進状	九月返状	八月進状	八月返状	七月進状	七月返状	七月進状	七月返状	六月進状	六月返状	五月進状	五月返状	四月進状	四月返状	三月進状	三月返状	二月進状	二月返状	一月進状	一月返状
庭訓抄	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
統群書類従本	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
大宝海	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
具注抄	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
計	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七

二 各本の異同からみた五本相互の關聯性

次に同様にして、『統群書類従本』から見た、他の四本との異同回数、一覽表の形にしたのが表三である。これによると、『統群書類従本』と最も異同の多いのは、『大宝海』との四一五回であり、逆に最

表六 『具注抄』と他の四本との異同

一月進状	三	二	四	二	一
二月進状	五	一	三	二	一
三月進状	六	二	四	三	二
三月返状	五	一	三	二	一
四月進状	七	二	四	三	二
四月返状	六	一	三	二	一
五月進状	八	二	四	三	二
五月返状	七	一	三	二	一
六月進状	九	二	四	三	二
六月返状	八	一	三	二	一
七月進状	一〇	二	四	三	二
七月返状	九	一	三	二	一
七月単状	一〇	二	四	三	二
八月進状	一一	二	四	三	二
八月返状	一〇	一	三	二	一
九月進状	一二	二	四	三	二
九月返状	一一	一	三	二	一
十月進状	一三	二	四	三	二
十月返状	一二	一	三	二	一
十一月進状	一四	二	四	三	二
十一月返状	一三	一	三	二	一
十二月進状	一五	二	四	三	二
十二月返状	一四	一	三	二	一
計	一七〇	一〇三	一七二	一八六	一五四
	庭訓抄	統群書類従本	大宝海	倭文選	計

も少ないのは『具注抄』との三二〇回といふことになる。以下同様にして、『大宝海』・『倭文選』・『具注抄』の各から見た、他の四本との異同回数を、それぞれ一覽出来る形に表にして示したのが、表四・表五及び表六である。

以上の表一・三・四・五・六によつて、異同の合計を通観してみると、表七の通りとなる。これによつて見ると、『庭訓抄』以下の五種の庭訓往來の異本同士の間においては、相互の異同回数が最も多いの

表七 他の四本との異同合計

他の四本との異同の合計	庭訓抄	一、〇八四
	統群書類従本	一、四八四
	庭訓往來	一、一〇六
	倭文選	一、〇七六
	庭訓往來	一、〇五四

は『統群書類従本』といふことになり、このことは、同本がこれらの諸本の中では、系統的に特殊な位置にあることを予想させるものである。それに対して、最も異同の少ないのは『庭訓往來具注抄』であり、そのことは、この本が、以上五本の中では最も標準的な本文を有してゐることを示すものである。

次に、五本間の各々の異同数を一覽できるやうに配列表示したが、表八である。

これによると、『庭訓抄』と比較的異同が少ないのは、『大宝海』（一六一回）であることが分る。『具注抄』は全般的に何れの本とも比較的異同が少ないが、特に『倭文選』とは最も異同が少なく、一八六回となつてゐる。そして、異同の多寡が、諸本間の親疎の度合を示すものとするならば、『庭訓抄』と『大宝海』、また、『具注抄』と『倭

表八 五本間の異同数一覧

庭訓抄	庭訓抄との異同				計	(%)
	類従本	大宝海	倭文選	具注抄		
庭訓抄	三六一	一六一	二七三	二七〇	一、〇八四	(一八・六七)
統群書類従本	三六一	四一五	三六八	三三〇	一、四八四	(三五・五〇)
大宝海	一六一	四一五	二五三	二七六	一、〇六〇	(一九・〇五)
倭文選	二七三	二五三	二五三	一八六	一、〇七六	(一八・五七)
具注抄	二七〇	二七六	一八六	一、〇五九	一、〇五九	(一八・五)
計	一、〇八四	一、四八四	一、〇六〇	一、〇五九	五、八〇七	(一〇〇・〇)

文選』とは、互ひに近接の関係にあると考へられる。それに対して、『統群書類従本』は、他の四本の何れの本文とも異同が大きいが、中でも『大宝海』との間が、最も隔たりがあるものと見られる。

三 統群書類従本に見られる「イ本」の取扱ひ

『統群書類従本』には、二通りの形態で、異本との校合が記入されてゐる。その一つは、(……イ)といふ形態であり、今一種は、「……イ」といふ形態で、何れの場合も、本文の右脇に小書きで記されてゐる。そこで、『統群書類従本』が校訂に際して使用した本が、どのやうな性質のものであつたかを考へる手がかりとして、前に調査した『庭訓抄』と『統群書類従本』との異同が、『統群書類従本』の本文として、此の「イ本」を採用したとすると、どのやうに変わるかを観察することとした。尚、『統群書類従本』の「イ本」の部分は、就中、『具注抄』の本文との類似性が認められるやうに思はれるので、『具注抄』の本文との比較も併せ掲げたのが、次の表九・表一〇である。

表九・表一〇に明らかに表はれてゐることは、(一)「イ本」の本文を

【庭訓往来】五本の収録語彙について 橘

表九 統群書類従本イ本との異同

一月進状	二月進状	三月進状	四月進状	五月進状	六月進状	七月進状	七月単状	八月進状	八月返状	九月進状	九月返状	十月進状	十月返状	十一月進状	十一月返状	十二月進状	十二月返状	計
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二五(四)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三五(三)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〇(三)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六〇(三)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六〇(六)

(一) 内の数字は、用字・字体に関する異同数を示す。  
 ○ 内の数字は、「……イ」の形態による異本表示の場合の異同回数を示す。

表一〇 統群書類従本イ本の取扱ひ

	庭訓抄との 新たな異同	異同の結果 庭訓抄と一致	具注抄との 新たな異同	異同の結果 具注抄と一致	計
(…イ)	(元・一九%) <sup>二九</sup>	(五〇・〇〇%) <sup>三七</sup>	(四・〇五%) <sup>三</sup>	(八五・一四%) <sup>六三</sup>	(八九・一九%) <sup>六六</sup>
イ	(五・四一%) <sup>四</sup>	(五・四一%) <sup>四</sup>	(六・七五%) <sup>五</sup>	(四・〇五%) <sup>三</sup>	(一〇・八一%) <sup>八</sup>
計	(四四・五%) <sup>三三</sup>	(五・四一%) <sup>四</sup>	(一〇・八一%) <sup>八</sup>	(八九・九%) <sup>六六</sup>	(一〇〇・〇〇%) <sup>七四</sup>

採用した場合、庭訓抄とは別の本文ができる。即ち「庭訓抄との新たな異同」を生じるものが、四四・五九%と、「具注抄」の場合に比して相当数見られること、逆に「イ本」の本文を採用することによって庭訓抄と合致するものは、五五・四一%と、これは具注抄の場合に比してそれほど多いとは言へないことである。(一)同様のことを「具注抄」との間で見ると、(一)の場合とは大きく変つて、「新たな異同を生じる場合は、一〇・八一%と極く少数であるのに比して、「イ本」の本文を採用すると「具注抄」と合致する例が八九・一九%と極めて多いことが注意される。そこで、『統群書類従本』が校訂に当つて参照したと思はれる異本とは、(一)によつて、『庭訓抄』と同系統のものではなかつたらうといふこと、そして、(二)の、『具注抄』との一致度が極めて高いところから、『具注抄』と同系統の本を使用したものではなからうかと、推定できるのである。

今少し仔細に見ると、表一〇で「具注抄」との新たな異同として数へた八回(一〇・八一%)といふのも、表九によれば、その内訳は、五回までは、用字若しくは字体の相違であり、後の三回は、「……イ」の形態のものであることが判る。「……イ」の形態で記されてゐるも

のは、(…イ)の形態で掲げられてゐるものとは、明らかに区別して記されてをり、恐らく、校訂に用ゐた本文を異にするものであることを示さんがために、表記の形態を違へたものと推察される。従つて、(…イ)の形態のものに限つて言へば、(用字・字体の変更を除けば)異同は皆無、全て、「具注抄」の本文と合致するといふ結果になる。このことは何を意味してゐるかと言へば、『統群書類従本』が校訂に際して参照に供した異本(…イ)の形態で示されてゐるもの—といふのは、「具注抄」の同系統—といふより、「具注抄」そのもの、若しくは、その依拠本の孰れかであつたといふ可能性が考へられるといふことである。

#### 四 「之」及び「候」の異同

以上、数量的に異同回数面の面を概観してきたが、これらの中には、必ずしも庭訓往來の収録語彙の特性や、文脈の上で、大きな変動を齎すものばかりでなく、極く些細な、例へば、「御同心之至」と「御同心至」との相違といつた、「之」字の有無による異同も含まれてゐる。そこで、異同の実質的内容に一步踏み込む意味から、『庭訓抄』と他の四本との異同で、統群書類従本・大宝海・倭文選・具注抄四本に共通して見られる異同、即ち、逆に言へば、五本中庭訓抄一本だけが異なつてゐる部分を抜き出してみると、表一一の通りとなる。

ここに現れた三五箇所の中、「之」字の有無だけの異同が八回(二二・八六%)、「候」字の有無だけの異同が二回、「者」「也」字の有無だけの異同がそれぞれ一回で、以上四者の合計は二回(三・四・二九%)となり、他の諸本間でもこの種の異同が、量的にかなりの割合を占めてゐることが予想される。そこで、次に、これら「之」「候」「者」「也」の四文字に限つて、その有無による異同の回数を、『庭

表一 「庭訓抄」のみの異同箇所一覧

状	庭訓抄	他の四本	状	庭訓抄	他の四本
一月進状	御祝	御悦	四月進状	仏師	絵師・仏師
一月返状	堅凍早解	堅凍早脱	五月進状	経師	(ナシ)
	自他之故障	(之)字ナシ	五月返状	雇給者	(者)字ナシ
二月進状	究竟之上手	(之)字ナシ	六月進状	国人	国々
	乎	哉	六月返状	相副	皆相副
二月返状	(候)字ナシ	本懐候者哉	七月単状	愚劣	愚身
	(之)字ナシ	韻声之質		人之	令
三月進状	淡木練柚柑	(木練)ナシ	八月返状	三問答	三問三答
	被仰下者	可被仰下		輝	耀
	可随御左右又	(ナシ)		大床	於大床
	候也	者也	九月進状	唱導	唱導師
	恐惶	恐々	九月返状	被成	被遂
四月進状	案内候	(候)字ナシ	十月進状	禅師	禅師御寮
	朝夕之煙	(之)字ナシ	十月返状	委細承候	(ナシ)
	仰下	(下)字ナシ	十一月返状	景物	景物也
	市町之	(之)字ナシ	十二月進状	所作之	(之)字ナシ
	著岸之	(之)字ナシ		謹言	謹上
	野牧之	(之)字ナシ			

訓抄』を中心に、他の四本の各との場合について拾って行くと、表二二に示す通りとなる。

これによると、庭訓抄を中心に見た場合、表一に見られるやうに総数一〇八四回の異同箇所の中、四九七回(四五・八五%)までは、「之」「候」「者」「也」といった、意味の異同に余り大きな影響を及ぼす

『庭訓往来』五本の収録語彙について 橘

表二 五本間の助辞の異同

計	「也」字	「者」字	「候」字	「之」字	庭訓抄に有つて他の四本の何れかに無い場合				庭訓抄に無くて他の四本の何れかに有る場合				計	
					統群	書類	大宝	海に	統群	書類	大宝	海に		
七〇	八	一〇	九	四三	無	従本	無	無	有	従本	有	有	有	二〇
四四	一	六	三	三四	無	無	無	無	有	有	有	有	有	六〇
七二	四	六	一〇	五二	無	無	無	無	有	有	有	有	有	七七
五三	五	五	一三	三〇	無	無	無	無	有	有	有	有	有	七二
二三	一	二	三	一五	無	無	無	無	有	有	有	有	有	二九
九一	一	二	三	一五	無	無	無	無	有	有	有	有	有	一〇一
二〇	三	三	三	一一	有	有	有	有	有	有	有	有	有	二〇
六〇	五	八	一一	三六	有	有	有	有	有	有	有	有	有	六〇
七七	四	七	一四	五二	有	有	有	有	有	有	有	有	有	七七
二五	一	二	五	一五	有	有	有	有	有	有	有	有	有	二五
八四	三	五	九	三三	有	有	有	有	有	有	有	有	有	八四
九七	五	五	九	三三	有	有	有	有	有	有	有	有	有	九七

とは考へられない、助辞の類の変動で占められてゐることが判り、実質的異同は遙かに少いことが窺はれるのである。

五 五本間の実質的異同

単なる表記の相違や助辞の有無ばかりでなく、五本間における実質的異同がどのやうなものであるかを探測するための、今一つの例として、異同総数が八二回と最も多い四月進状の場合を取り出してみることにしよう(表一三)。

ところで、四月進状の『庭訓抄』より見た異同総数は、表一の四月進状の欄に示した通りであり、その回数と、表一三の異同回数計との間に隔差があるのは、表一三では、除外した助辞の「之」「候」等の異同が含まれてゐないためである。そこで、この間の状況を一覽できる形にして示したのが、表一四である。

表一三 四月進状における五本間の異同

（前掲の「之」「候」「者」「也」の有無は省いてある）

庭訓抄	統群書類従本	大宝海	倭文選	具注抄
不啓	*	不啓被		
不審		御不審		
何等	烟	何条		何条
不可求		不求		
仰下	仰	仰	仰	仰
…之事定	…之事			
銅	銅	辻子	辻子	辻子
樵夫	漆工	樵木	夫	
塗師	紙漉唐紙師	塗	紙漉唐紙師	
唐紙師紙漉	烏帽子	紙漉唐紙師	紙漉唐紙師	烏帽子折
烏帽子織	葺主	葺主		
葺師	御子			
神子	繪師佛師	繪師佛師	繪師佛師	繪師佛師
佛師	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)
經師	學生	學生	學生	學生
学匠	明經道	聖人	聖人	明經道
上人	声			
明行道	期後信之時候	真名仮名	真名仮名	真名仮名
声明				
真字仮名				
期後日				
恐々謹言			謹言	
異同回数計二四	一五	一三	二二	一〇

\*庭訓抄以外の欄に何も記していないのは、庭訓抄と同文であることを意味する。

表一四 四月進状における庭訓抄との異同

計	助辞以外の異同	統群書類従本			
		大宝海	倭文選	具注抄	計
二二	(六五・三〇%)	二〇	二二	一八	八二
	(一五)				
	(三四・八%)	七回	九回	八回	三二回
	(三五・〇〇%)				(三九・〇三%)
	(四二・八六%)				
	(四四・四四%)				
	(五〇・一〇%)				
	(五五・五五%)				
	(六〇・九八%)				

これによると、統群書類従本は、庭訓抄との異同総数が四本の中で最も多いのみならず、その中における助辞の異同を除いた実質的異同でも、最も多いことが読み取れる。具注抄は、異動総数も四本中最も少ないが、その中の四四・四四%は助辞の異同で占められてをり、実質的語句の異同率においても最も少なくなつてゐることが理解されるのである。

扱、表一三から、五本の異同状況を観察する視点として、五本の中一本だけが他の四本と異なる本文を持つてゐるといふ場合を抜き出してみると(表一四は、これを庭訓抄のみについて実施したものであつたが、ここでは、四月進状に限つて、五本全てに実施する)、次に示す通りとなる。

(一)庭訓抄だけの異同箇所(三箇所)

(1)仰下(他は「仰」)

(2)佛師(他は「繪師佛師」)

(3)經師(他は無し)

(二)統群書類従本だけの異同箇所(七箇所)

(4)烟(他は「竈」)

- (5)……之事(他は「……之事定」)
- (6)銅鐵(他は「銅」)
- (7)漆工(他は「塗師」又は「塗」)
- (8)烏帽子(他は「烏帽子織」又は「烏帽子折」)
- (9)声名(他は「声明」)
- (10)期後信之時候(他は「期後日」)
- (三)庭訓往来大宝海だけの異同箇所(四箇所)
- (11)不被啓(他は「不啓」)
- (12)御不審(他は「不審」)
- (13)不求(他は「不可求」)
- (14)樵木(他は「樵夫」又は「夫」)
- (四)庭訓往来倭文選だけの異同箇所(二箇所)
- (15)夫(他は「樵夫」又は「樵木」)
- (16)謹言(他は「恐々謹言」)
- (五)庭訓往来具注抄だけの異同箇所(一箇所)
- (17)烏帽子折(他は「烏帽子織」又は「烏帽子」)
- これらは、助辞の類を除いた、比較的事質的とみられる語句の異同について列挙したものであるが、これを異同箇所の多い本から順に並べると、
- ①統群書類従本……………七箇所
- ②庭訓往来大宝海……………四箇所
- ③庭訓抄……………三箇所
- ④庭訓往来倭文選……………二箇所
- ⑤庭訓往来具注抄……………一箇所
- と、ここでも表七で見たのと同じの順位が現はれてゐるのは注意すべきことである。

「庭訓往来」五本の収録語彙について 橋

六 庭訓往来の語彙特性との関係

庭訓往来の収録語彙の特徴としては、量的に多いものとしては、(1)佛教関係の語、(2)茶道に関係のある語、(3)武家の行政と司法に関する語、(4)諸職名、商・工・農の製品名等、生産活動に関する語、(5)諸国の物産名、等を挙げることができる。拙著「書簡作法の研究」<sup>5)</sup>三九三頁以下では、庭訓往来の収録語彙の中から、右の(1)に属する語として「精舎・塔婆・金堂」以下一〇二語、(2)に属する語としては「建蓋・天目」以下一一語、(3)に属する語としては「奉行人・持所」を始め二〇語、(4)に属する語としては「市町・見世棚・鍛冶」他二三語、(5)に属する語としては「京町人・浜商人・鎌倉鮎物」以下六九語、計二二五語を掲げた。そして、これらの語句は、庭訓往来が成立した当時における往来物の収録語彙としての一般的傾向を示すと共に、就中(3)・(4)・(5)は、それらの同時代の往来物の中でも特に庭訓往来において顕著に見られる、特徴的な収録語彙であると認定した。そこで、ここでは、以上の(1)・(5)の、言はば庭訓往来の収録語彙の特性部分を形成すると考へられる語群について、五本の間での異同がどのやうになつてゐるかを調べることとした。その結果、異同のある箇所を全て抜き出して一覧できる形にして示したが、表一五である。

表一五 庭訓往来の特性を不す語彙の異同

(1)に属する語	七月返状	庭訓抄	統群書類従本	大宝海	倭文選	具注抄
	数珠	横尾	*	横被	念珠	念珠

計	(5)に属する語		(4)に属する語		(3)に属する語		(2)に属する語														
	四月返状	四月進状	八月進状	十月返状	十月進状	十月返状	十月進状	九月返状	九月進状	宝塔											
二七	烏頭布	扇嶋	塗師	樵夫	銅	代者	(ナシ) (ナシ)	素麵	沓襪子	(ナシ)	書狀	知客	都首方者	浴主	副寺	監寺	都寺	白蓋	香箱	食堂	
四〇	轡	扇子	漆工	樵木	銅鐵	代官	風爐	茶釜	索麵	平江帶	沓襪子	知客浴主	都首方者	維那	副寺	監寺	都寺	白蓋赤蓋	香合	多宝塔	
			塗												副守	監守	都守				
		烏頭頭		塗	夫																食党
			手嶋							平江帶						副守	監守	都守	白蓋赤蓋	香合	

\* 庭訓抄と異なる場合は空欄にしてある。

表一五は、異同箇所を余さず列挙したものである。この中には助辞「者」字の有無や、「都寺」と「都守」といった表記のみの相違も、当然含まれてゐる。単純に考へて、二二五語中、二七語（異なり）について異同が存するのであるから、 $27 \div 225 \times 100$ で、 $12 \cdot 00$ の異同率といふことになる。但し、これは五本の異同を通計したものである。次に異同の延べ数でみると、二二五（語） $\times$ 五（本）即ち一、一二五語中で、延べ四〇箇所の異同があるわけだから、 $40 \div 125 \times 100$ これで見ると、異同率は三・五六%と遙かに低くなる。この異同率は、前の表二の、一〇〇字当り異同の現れ方、一二・八〇と比較しても、相対的に低い数値であると言へるであらう。そのことは、ここでとりあげた庭訓往来五本間においては、庭訓往来の収録語彙の特性に関するやうな実質的な部分においては、比較的異同幅は少いといふことを意味してゐる。但し、統群書類従本に関する限りは、他の諸本に比して、かなり異同幅が大きいことが注意される。従つて、ここでとりあげた庭訓往来五本については、統群書類従本一本を除き、他の四本は略等質の本文を有すると判断され、庭訓往来のテキストとして、その孰れを採用しても遜色はないと考へられる。

注

- (1) 『庭訓往来具注抄』を流布本の一と看做した理由の一つとしては、『日本教科書大系 第三卷 古往来(二)』所収の『庭訓往来』の底本五種の中の一本として、これが採用されてゐることが挙げられる。『日本教科書大系』では、天保三年題言を有する天保五年刊本を底本としてゐるが、本稿が底本として用ゐたものも、それと同種本である。

- (2) 合計欄の数字は、延べ異同回数であつて、重複異同を含んでをり、異なる

り異同数ではない。

(3) 『庭訓往来』の収録語彙の特性については、拙著『書簡作法の研究』(風間書房、昭和五十二年刊)第七章、第三節、三九三頁以下を参照されたい。

(4) 但し、『庭訓往来具注抄』は、他の四本が全て、七月が往・返・単と三状あるのに、七月は往・返の二状しかなく、代りに八月が、単・往・返と三状から成つてゐる。しかしながら、この一見大幅な相違と見える箇所も、他の四本の七月単状の日付を見ると、「七月晦日」(『倭文選』のみは「七月卅日」とあり、これが『具注抄』の八月単状では「八月三日」となつてをり、僅か三日のずれで、七月単状が八月単状に變つたもので、実際は僅少の差異であることが分かる。

(5) (3)に同じ。

(茨城大学教育学部国文科)

(一九八三年九月三十日受理)

# Vocabulary in Five Copies of "Teikin-Orai"

Yutaka TACHIBANA\*

(Received September 30, 1983)

## Abstract

Kan-bunko collection in the Library of Ibaraki University has three different copies of "Teikin-Orai" in Edo era. Each of them is named (1) "Teikin-sho", (2) "Teikin-Orai Daihokai" and (3) "Teikin-Orai Wabunsen". I used two other well-known copies in the same era, named (4) "Zokugunsho-ruijubon Teikin-Orai" and (5) "Teikin-Orai Guchusho".

I investigated how many different words or phrases from the others each of them uses at the same point. The result is as follows:

- |   |       |
|---|-------|
| (1) "Teikin-sho" .....                      | 1,084 |
| (2) "Teikin-Orai Daihokai" .....            | 1,106 |
| (3) "Teikin-Orai Wabunsen" .....            | 1,078 |
| (4) "Zokugunsho-ruijubon Teikin-Orai" ..... | 1,484 |
| (5) "Teikin-Orai Guchusho" .....            | 1,054 |

The data show that "Zokugunsho-ruijubon Teikin-Orai" has the greatest number of different words and phrases. "Teikin-Orai Guchusho" has the least number of them. Therefore we can regard "Teikin-Orai Guchusho" as the most suitable text of "Teikin-Orai" among those five copies.

There are some special expressions which characterize the vocabulary of "Teikin-Orai". But in this point, I could find comparatively few differences among those copies except "Zokugunsho-ruijubon Teikin-Orai". This means that we may estimate all those copies except "Zokugunsho-ruijubon Teikin-Orai" as the proper texts of "Teikin-Orai".

---

\* Japanese Language, Ibaraki University